

検証結果報告書の概要

第1 本件の捜査・処理をめぐる問題点

1 逮捕の判断に関する問題点

本件F Dの問題等が十分に解明されていなかった（注1）。



直ちに強制捜査に着手するのではなく、更に必要な捜査を尽くした上、逮捕の可否・要否について慎重な検討を行うのが相当であった。その意味で、A氏の逮捕の判断には問題があった。

（注1）本件F Dの問題

主任検察官らは、本件公的証明書の作成は6月8日頃から同月10日頃の間と想定していたが、本件プロパティ情報によると6月1日未明に本件公的証明書のデータが完成しており、主任検察官らの想定と整合しなかった。

この点、主任検察官らは、本件F Dの問題について、

- ① 6月1日はデータを作成した日であり、印刷した日又はそれに公印を押捺して文章を完成させた日と異なる可能性がある
- ② このデータが本件公的証明書の元となったデータとは断言できない

ことから、関係者の供述等の証拠関係からすれば、A氏の関与という事実を揺るがすものではなく、今後の捜査で解明できると判断した。

しかし、本件公的証明書を作成した日時及びその状況は、A氏の指示の有無及び時期に直接関わる極めて重要な問題点であり、逮捕という強制捜査の前に行うべき捜査等は可能な限り尽くしておく必要があった。

2 起訴の判断に関する問題点

本件F Dの問題や動機の検討、国会議員の取調べ等、なお尽くすべき捜査が十分になされていなかった（注2）（注3）。



A氏の有罪を立証できると判断して起訴することとしたが、現段階において、この証拠関係を冷静に検討すれば、このような証拠上の問題点を解決しないまま、A氏を起訴するという判断をすべきではなかった。

（注2）動機

議員案件というだけで、申請書等の提出も受けず、決裁手続も経ないまま本件公的証明書を発行するという犯罪に至った理由ないし動機として十分に説明できるかといった観点から、なお慎重な検討が必要であった。

（注3）国会議員の取調べ

平成16年2月下旬頃、元秘書が、国会議員に厚労省への口利きを依頼し、同議員が同省の部長に電話で協力を依頼したとされる等に関し、同議員は、公判廷で、「当日は、ゴルフをしていたので、元秘書と面談したということはありません。」旨供述した。

元秘書らの供述の信用性を慎重に吟味するという観点から、処分前に国会議員を取り調べて、必要な捜査を尽くすことを検討する必要があった。

3 本件の捜査・処理における取調べ、決裁等の問題点

(1) 取調べの問題点

証拠却下決定：供述人3名の検察官調書には特信性がない。



必ずしも相当とは言い難い誘導等により、客観的証拠等と整合しない供述調書が作成されたのではないかと疑われるものが少なからず存在し、その取調べについては反省すべき問題があった。

(2) 決裁等をめぐる問題点

解明を要する重要な問題点が決裁の過程で検討されていなかった。



- ① 前田検事の問題点
問題点を報告しないで決裁を得ようという姿勢。
- ② 大坪部長の問題点
 - ㊦ 捜査会議もなく、副部長には実質的な関与をさせなかった。
 - ① 主要な証拠物の報告や提示を求めることもなかった。
 - ㊧ 消極的な意見を述べる検察官に理不尽な叱責を加える。
- ③ 検事正及び次席検事の問題点
十分な報告を求めておらず、決裁の在り方には問題があった。
- ④ 高検、最高検の問題点
必要な捜査を助言するなどの指導を行うのが相当であった。

4 背景事情等

(1) 関与の見立て

収集した証拠に基づく事件の見立て等は、その後に得られた証拠も吟味し、柔軟に変更し又は否定し得るものでなければならない。

ところが、本件では、A氏の検挙を最低限の使命として、それを達成しなければならないと考えながら捜査を進めた。



このことが、本件F Dの消極証拠としての意味を軽視するなど、証拠を十分に吟味しなかったことや、本件F Dの内容を上司に報告せず、最終的にそのデータの改ざんに至ったことなどの背景としてあった。

(2) 当時の大阪地検特捜部の運営の問題点

当時の大阪地検特捜部には、消極証拠や問題点を上司に言い出しにくい状況があった（前記第1，3(2)②参照）。



このことが、必要な証拠の収集・検討を不十分、不徹底なものとし、主任検事が上司に重要な証拠の存在を報告しなかったことや証拠を改ざんしたことの要因となった。

(3) 人事配置等の問題点

大阪高検及びその管内地検では、一定の限られた人材の中から適任者を選定してきた実情があった。

第2 公判遂行上の問題点

1 証拠改ざんが判明した後の対応

(1) 徹底した調査

徹底した調査がなされていれば、弁護人に証拠の改ざんの事実を明らかにする等の対応も考えられ、場合によっては公訴を取り消すことも検討されたものと思われる。

(2) 前田検事の公判立会

公益の代表者たる検察の対応として許されないものであった。

2 本件の論告に関する対応

遅くとも論告を行うまでの間に、徹底した調査等が実施された場合には、有罪を求めないことを含め、論告段階における適切な対応の在り方も検討されたものと思われる。

第3 証拠の改ざん，犯人隠避をめぐる問題点

1 問題の重大性

検察官が法を犯して証拠を改ざんすることは断じて許されないが、それを知った検察官がその犯人を隠避することも言語同断。

2 証拠物の管理等

パソコン等を利用して、電子データを解析・分析するに当たり、これまで電磁的記録媒体そのものを利用しており、このような取扱いは問題。

第4 再発防止策

1 検事長による指揮及び特別捜査係検事の設置

平成23年2月から、特捜部が担当する独自捜査事件に関し、検事長の指揮を受けることの義務付け。

最高検・高検に特別捜査係検事の配置。

2 特捜部が担当する身柄事件における取調べの録音・録画

特捜部が担当する独自捜査の身柄事件に関し、被疑者の取調べの録音・録画を試行することとし、平成23年2月頃までに試行方針を策定し、その後速やかに試行を開始。

3 証拠書類及び証拠物についての報告等

特捜部が担当する独自捜査事件に関し、主任検察官は、上司及び高検に対し、全ての証拠書類及び主要な証拠物の写しを提出し、証拠上の問題点を報告することを義務付ける。

4 捜査体制の確保

特捜部が担当する独自捜査事件に関し、主任検察官を総括的に補佐する検察官を配置。

コンピュータや会計等の専門的知識を有する職員等の拡充が必要。

5 指導及び決裁の充実強化等

特捜部が担当する独自捜査事件に関し、当初の見立てに固執するこ

となく、証拠に基づき、その見立てを変更し、また、引き返す勇気を持って、その捜査から撤退することなど、適切な指導及び決裁の在り方を周知徹底。

6 公判活動に関する指導の強化

公判を担当する検察官が、捜査段階とは別個の観点から、証拠関係等を検討し、最終的に有罪判決を得ることが著しく困難であると認められる場合等には、公判段階においても、引き返す勇気を持って、公訴の取消し等を行うべきか否かについて検討する必要。

7 証拠物の管理等

平成23年4月から、順次、押収した電磁的記録媒体の複写物等を作成して原本を封印し、その電子データの内容の解析等は原則として複写物等を利用することができるよう、必要な準備を開始。

8 検証・指導を担当する部署の設置

平成23年4月をめぐりに最高検に検証・指導を担当する部署を設置し、再発防止策の実施状況の検証と必要な指導を行い、1年後をめぐりに検証結果を取りまとめて公表。

9 公正な検察権行使についての指導の徹底

公正な検察権行使に関する基本原則等を作成・公表し、周知徹底。

10 違法行為への対応についての指導の徹底

犯罪その他違法な行為の発生に対する適正な対応に関する通達を发出して、周知徹底。

11 一層適切な人事配置

適材適所の人材配置を実現するための措置について、平成23年のできる限り早い時期に結論を得られるよう引き続き検討。

12 取調べメモの適切な保管

取調べメモの保管・管理の在り方につき、平成23年3月までに結論を得るよう引き続き検討。